

令和元年度 第15回運営協議会会議録

日時：令和2年3月4日（水）午後6時30分～

場所：天理市役所 4階特別会議室

出席者9名（欠席：██████）

管理者：（途中から録音）検討しないとイケない。しかも今週中に一定の方向性について確認をしていかないとイケないという事態が生じたので、お集りをいただきました。宜しくお願ひ致します。ただまだ██████お見えでないの、先に██████の方から先般の陳情の時に議題になりました、積替施設について進捗状況を送っていただきましたので、こちらの方から始めさせていただきますけれども、2ページ目を見ていただいたらいいかと思ひます。

<省略>

管理者：本題の方に入らせていただきます。補足又事務局の方あったらあれですが、時間もあれなんで、全体像としてはこれまでの経緯ペーパーをお配りしているかと思ひますけども、12月の市町村長サミットの際に██████に言ってそれから協議をしております。なかなか██████の方としても責任を持った回答難しいので、まあきちんと返ってこなかったんですけども、結局、██████の方に直談判をさせていただきます、██████と██████と██████と3人話した結果という事で2月21日に██████の方が██████と一緒に来ていただいたという事でございます。そして、ちょっと県の方のメモ書きとうちの方のメモ書きと両方共お配りしておりますけども、要旨としては奈良モデルの市町村連携の重要な案件というふうには、これは非常に思っているという事は██████も██████、共有をさせていただいております、ただその性質がやはり前回もご説明いたしましたけども、このマップ自体が現状に則してやるとか、現況を見て云々かんぬんという事ではなくて、数値的な川幅、勾配、そういった所から、全国の今までの最悪のケースと合わせていった時にシミュレーション上はこうなるという事で、全国統一基準でやっていっているものなので、具体的に底が掘れてこうなるとか、横から水が回り込んでこうなるとか、そういうような事ではないんだという事で、そして都市計画上これが公表されるから何かできなくなるというものでもなく、あくまでこれは避難を呼びかける為の安全防災啓発上のものなんだというのが、██████の部分でございましてと言ひながらも、やはりこれだけはっきり重要インフラの所に示されてしまっている以上、我々の問題意識としては共有をいただけるという事で、勿論、洪水の規模とか継続期間とかですね、形状とかによって変わってくる。定量的になかなか評価は難しいという事ですが、河川管理者として地質とか河川の現況調査というのは、考えていく準備があるし、それを踏まえた上での対応を検討するというのも、一応、██████と██████の間では話はしていただいているという事でありました。今、私共のエリアですね、この所からすると、天理市の部分と両方ありますが、ここからここまでの部分でざっと一般的な護岸の対策であったりとか、何かそのここに埋め込むというか、防護壁みたいなのを埋め込むというような事になった場合に2、3億程度規模ぐらいいかなという、極めて粗々のものであるというのは手持ちでは持っておられまして、今回の案件の全体の予算規模、重要性という事を考えたら別に直ちにそんなんとても無理だという規模というふうには思っていないというお話しではございました。ただ問題はそもそもがシミュレーションなものですから、その対策を仮に県の方がや

られたとして、それで今回の河岸浸食想定が訂正されるのかという事になると、その訂正はできないという事なんです。つまりマップはマップとして別次元のものとして生き続けていくと。そこがややこしいところ。つまりここで護岸としてははっきりある程度やりましたよとなっても、そもそもがどういう掘れ方をしてどう回り込んでくるからという、現況に合わせた定量的な事やっつてのシミュレーションとは違うものですから、それによってもうこの3月中旬に公表されるんですけども、それ自体は変わらないという事と、仮に千一想定だったり、そのマップの示しているような雨が発生した場合、絶対に安全かというような事はそれは誰にも言えないと。ただ河川管理者としての奈良モデルの重要インフラがあるという事に鑑みた、他の場所とは違う特別な配慮は行って一定の対策を採る事は、その[]と[]の間では、今、協議検討しているという部分まで前向きな答えをいただいておりますんですけども、じゃあそれで県としても安全だから大丈夫ですみたいなお墨付きが今後出得るのかという事それは非常に難しいという事かというふうに思っております。その中で非常に大きな部分の検討しないといけないわけなんですけれども、これがもし本当にこれだけの水が来ます、これだけの時間が続いて流量がこんだけでその浸食力がこんだけとか、力学的な検証もあってだったら、例えば我々が研究者、専門家の所に行って、例えば杭をこんだけ打てば建物の構造としては何の問題もありませんというような一定の専門的知見から安全についての意見を伺ったという形にした上で、現状のまんまいくという事もできるんですけども、それは非常に難しだろうという状況であります。そこにおいて勿論1つの考え方としては、もう事業者選定が4月末公表という所までできております。審査が終わって状況としてはいつになるんだったけ。

局長：工程表を付けさせていただいてまして。

管理者：16番の手前におります、今。

局長：3月6日、基礎審査結果通知書というのを業者に出さなあかんわけですから、それまでに方向性を出さないと、入札をどうするかというところがありますんで。

管理者：ですから、私も今後、[]だったり、[]とかに色々意見を聞いてはおりますけど、通常のこれまでの技術職、専門的考え方でいけば、その防災マップというのはあくまでこういう事もあり得ますから、何となれば逃げて下さいという全く別次元で出されているものなので、一定の土木的対策を打った上でいくっていうのも勿論、選択肢であります。それは法律上も別に都市計画決定されますけども、公告縦覧だけ今月でしたかね、ですけども違法でも何でもないと。それは成し得るという部分でございます。ただ一方でやはり懸念されますのは、広く全市民に周知の事実として、経験則上、或いは一般的な計算式を当てはめたシミュレーションであるとは言いながらも、ここまでのラインは削られる可能性がある所ですよっていう事が出されるという中において、これからじゃあ巨額の60億規模でいいんだったかね、の投資を我々が決断したという事が、その防災安全確保という事が非常に今厳しく問われ、想定外というものは許さないと言われるご時世において、適当であったと言えるのかという部分なんでございます。これがもし施工を既に始めていて工事が始まっているという事であったりすれば、もう既に造り始めている、或いは河川管理者とも協議して一定の対策を打ってるんでっていう事で、努力はしっかり尽くしてますという事を言い得ると思うんですけども、現実には設計もしていないという状況なんで、何でこのラインまで削られる可能性があるにも関わらず、それだけのお金を投じて突き進んだんだという部分は当然覚悟しないといけない部分であります。ただ、

そこまでは前回もお話しさせていただいた所なんですけど、今日更に共有させていただきたい事というのは、じゃあ仮にこの間もレイアウトを南にずらしたらいいんじゃないとか、建物の形を変えていって、ここを外す方向を検討しようというような事を、もう既に議論いただいたと思いますが、それをやったらどうなるんだという事を検討させていただいた結果として、そもそもの基本計画、要求水準書の元になる部分に影響が出てくる話だという事で、入札を一旦仕切り直さざるを得ないという事でございます。つまり、今、我々はこういう干とかっていう事が、何もない状態で要求水準書を作って、それで業者の方に提案を求めている状況なんですけど、そもそもこの上には建屋は建てないで下さいっていう、駐車場とかはともかくこの部分は建屋は建てないで下さいっていう、この南の部分だけで勝負して下さいっていうような条件設定の基礎が変わってしまうので、それは本当に業者が決まってから設計の部分で相談したらいい事なんじゃないのかっていう事を、XXXXXXXXXXの方にも実際相談に行ったんです。法律で決まっているわけでは別れないと。ただ、県としてどうされてるかっていう事からすると、例えば過去のやっている土地の中に汚染土が見つかった場合、その除去をしないと物が建てられませんかみたいな話になった時には、一旦入札を止めてその辺りの条件をクリアした段階でもういっぺん出し直ししたりしてましたっていうようなお話ではありました。何でそうなるのかっていう事になると、これは可能性の問題ですが、基本的な条件が変わったっていう事になった場合に、それやったらうちも出したのにとかっていう業者、条件が余計に厳しくなるわけですから、それ出てくるのかっていう話なんですけど、可能性としてはそれやったらうちも出したのとか、それやったらうちは出さへんかったのにとかっていう大元の部分に影響してくる部分なので、そうすると入札を一旦止めてしまうという事になると。仮に止めるとしたならば、いつのタイミングまでであればそういう違約金とかですかね、損害賠償が発生しないような部分なんですかっていう事でやった時に結局この16番の基礎審査結果通知をやって、あなたは足切りの所ではならず、審査対象でございましていうふうに言ったならば、当然、ヒヤリングの所に向けてガーッと走り始めますので、止めるならこの3月6日までだというのが常識的な所なんです。事務局それでいいですか。

局長：はい。

管理者：それでいいんですね。ただそうしますと仮に止めるという事になりますと、ちょっと私も初見だったんであれなんですけど、最後に少し整理をしてくれているこんな紙が、フローチャートみたいなのがありますけども。実はこのセットバックするって書いてあるのが、要はその条件設定を変えちゃうっていう事でございます。そうすると入札執行停止と。ここには浸食ラインの確定を待つって書いてますけども、確定できるかっていうと現況調査をしたとしても流域全部をありとあらゆる所をこう見るわけではなく、色んな浸食のされ方があり得ますので、ガチッとこれが明確な浸食ラインですっていうような事を県が出してくれる可能性というのは、これはほぼないと見てよいでしょうという事の中、今の公開されたデータを基に要求水準書を全部見直さないといけないと。そこから見積の再徴取だったりとか色々やって公告の所まで遡って参りますと、公告をしてから現時点まで7カ月経っておるわけなんですけど、その前の作業からやり直していくという事になりますので、最長どのくらいかかるかという所はちょっと読めない所があります。ですからコンサルの方とも協議してこういう前提の下で要求水準書を書き直すんやったらどんぐらいというのはまだはっきりした答えっていうのはないんですけども、ざっくり見積ってもやはり数カ月単位にはなり得るという事からすると、1年半前後くらい遅れてくる可能性は十分あるという事ですね。2年、それは絶対。

課長：になると思います。それを超える可能性は大やと思います。

管理者：でもそれ浸食ラインの確定待つからでしょ。

課長：いや、入れなくても。

管理者：でも、要求水準書の整理までで何カ月ですか。

局長：まずこのラインで。

課長：概ね今の流れで言うと10カ月くらいは見てますんで。

管理者：要求水準書の整理をし直す、つまり建物のスペックとか設備に求める要素っていうのは何も変わらないでしょ。施設自体に求める機能は変わらないですよ。ただ使える土地の部分とかは変わるっていう事ですよ。

課長：とあと、今の要求水準書の中でどの部分を組合としては折れるかっていう所も見ていかなければなりませんし。

管理者：はい、それに概ねどれくらいですか。

課長：今、実際に実施方針等出してからで言いますと、見直しの着手から実施方針を出すまでは概ね10カ月はかかってくるんですね、今は。

管理者：それは全てですよ。

課長：はい。そこプラス、ただメーカーヒヤリング等をしなかった場合、仮に浸食ラインをある程度想定で作って、今うちが思っているレイアウト云々とか規模が入るかどうかを各レイアウト、メーカーヒヤリングを行ってからでなかったら、なかなかいけるかいけないか判断はつきませんので、それでどれぐらいの期間がかかるかはその10カ月プラス α が必要だと思いますんで。

管理者：それはメーカーヒヤリングをしないといけないわけ。

課長：分かりませんね。

管理者：それはコンサルでは分からないの。

局長：コンサルが出来るんであれば設計も出来るん違う。出来ないから業者の提案という形になってるんで。聞かないと出ないですね。だからこのラインの中に収まるかどうかっていうのは業者に提案を求めないと入るか入らないかちょっと決断ができないと。

管理者：成程。ですから最長で2年程度見ないといけないという事ですね。極めて重要なポイントなんで、昨日の発言が1年前後くらいから1.5年という事だったですよ、昨日の我々

事務局の打ち合わせが。

局長：単純な計算からするとそうですけども、帰って色んな事も考慮していくところいう事も考慮しないと、あまり短い期間で言うといてそれが延びるとマズイですけども、長い期間が短くなるっていうのは問題ないか分かりませんが、少なくとも。

管理者：覚悟しとかないといかんという事ですね、2年程度。工事でどのくらい巻けますか。

主査：3カ月から半年程度縮まるかなっていう状況です。

管理者：ただし、今までの計画は焼却施設の所で発生する土を下の所で受けるというような部分も考えられておりましたので、仮にその1年何カ月なのか2年弱なのかですが、そこにズレが生じてしまった場合というのは、その工事における連携というのも想定してた通りにはいなくなる可能性があるという事でありまして。その辺りまで含めて考えた時に、現行の位置で行き切ると判断にするのか、本来であれば12月の所から県には大分言っていないながら、ずっと答えが我々としても返ってこなかったもので、ご相談するのが本当に限界の状況になってからで恐縮なんですけども。ただ、入札を仮に停止して仕切り直すという判断をするのであれば、今がベストという事でありまして。これはそれぞれの市町村におけるマテリアル施設の稼働までにどうするのかっていう予算的な部分、今どういう計画になってたのかっていう所が関わって参りますので、ちょっとその私だけでは当然決断もできないわけですし、率直な所をお話ししているという事でありまして。その補強策と言った時に、言い始めればキリはないです。例えば川の部分が県がここからここまでやっていたとしても、もっと上流から挟れてくるかもしれないとかっていう事を言い始めれば、ここをもう少しL型でやらないといけないと。この池の所ですね。南北ラインも守って、こういうL型で守るんだとかって始めれば、やはりこの部分というのは、河川管理者としてよりも施設の我々の方で対策を採らないといけないであろうと。それにいくら掛かるかっていうのはまだ分かりませんが、県がここからここまでの色んな対策で2、3億って言うところを言ってるんですから、そのぐらい掛かってもおかしくないだろうというふうには思っております。他、事務局で私が今言いそびれた論点があります、補足があれば、どちらのケースにおいてもですからプラス面もマイナス面も両方共あるわけなんですけども。

局長：護岸対策をしても入札は執行中止をせざるを得ない。工期とか工事の場所が重なってくるんで、当然、護岸対策をする期間はうちの工事はかかれなくて、今の条件と変わってきますから入札は中止をせざるを得ないと、対応するにしても。

管理者：それは護岸をやる為に、こっちの工事は絶対止めないといけないんですか。

局長：相丁場になりますから、同時進行で施工っていうのは無理やと思って、今の現状で。

管理者：或いは同時じゃなくて完成した後に要はその。

局長：うちの工事が完成した後についていう事ですか。

主査：完成後はしんどいと思います、正直ね。実際、工事そのまま入札執行します、業者が決

まっって同時進行、この真ん中のフローの真ん中ですね、補強策を講じながら設計を進めていくという中で、補強策が決まりましたという中で業者とこのまま相丁場でできますか、止めないといけませんかっていう協議をした上でしか判断はできないとは思いますが、

管理者：だからそれね、別次元の事やと捉えて行き切るといふふうにやって、それでうちのやつが完全に稼働しきってから、県に純粋に護岸対策としてやってもらうんだったら、これは関係ないでしょ。

主 査：敷地外ですね。でしていただくっていうんであればできないことないかなど。

局 長：ただ、敷地外で工事をすることが可能かっていうたら、要するに工事車両とかが入ってくる場所がないんで非常に難しいと思いますよ。

管理者：であれば、その護岸対策もせずに今の要求水準書で行き切る場合以外は止めざるを得ないという事ですよ。

局 長：結果としてはそういう事です。

管理者：ただし、施設自体についても、大分検討したんですが、例えば建物自体の杭を非常に地中の方までやるだとか、或いは何か工法をやってここが抉れたとしても比較的強いような建物にするっていう方法はないのっていう事は、素人的に投げかけたんですが、それも要求水準書自体が変わってくるんですよ。だからいずれのケースにおいても、今回の抉れますっていう話自体を、そんなんは千年に一度の事でしかなく、防災マップの避難啓発をしてるだけのものなんで、これは全く違う世界の話ですって言って、ポイとこう完全に捨ててさらない限りにおいては非常に難しいという事ですね。か、分かった上で、今の計画のままいくしかないというふうにみんな腹をくくるかどっちかっていう事ですよ。

局 長：そういう事です。

■■■■：それを腹くくってやったら。

管理者：ちょっと待って下さい、順番に。■■■■から。

■■■■：基本的な事を聞いて大変恐縮なんですけど、焼却施設とこの施設との関連性というか密接に片方だけこれを先延ばしにする事はできない理由とかそういうのをちょっと教えて。

管理者：それはないです。焼却施設は、理解が間違っていたら言って下さい。私の理解は焼却施設とこの工事っていうのは必ずしもイコールではないと。ただし、焼却施設の工事の一部で例えば土の処分だとかリネージュさせてた部分があるので、そこについてはリンクできなくなるので、こっちの方で出た土は別の場所で処理しないといけない。

局 長：それも今日、県に確認に行ってきました。要するに今仮置きしてる土を残土処分とするのであれば、これも中止せなあかん可能性も出てくるから、取り敢えず土は仮置くと。

管理者：置いときゃいいのね、はい、ごめんなさい。分かりました。

：分ける事はできるわけなんですね。

局長：当然、焼却施設はこのまま入札執行していこうと思ってます。ただ、リサイクル施設についてはこういう状況がありますんで、入札を止めざるを得んと。

：で、遅れる事について各市町村の影響というのはどういうものになるんですか。それぞれ。

管理者：全く事情が違います。例えば本市だけで言えば、~~〇〇~~、~~〇〇~~、~~〇〇~~ご一緒させていただきますけども、焼却施設の耐用年数が36年の春まで、要は35年度末までだったんで、36年度中か、~~〇〇~~さん。うちは36年だったから35年度中に完成させないといけないっていうのがマストですけども、リサイクルを処分している破砕だったり何だったりっていうのは継続して使う事ができるので、例え体制が少し重複して、本来だったらこの所でこう車もパッカー車も帰ってきて一体的に運用できるようなものが運用がバラバラになってくるんで、人件費その他の運用コストが少し余分にかかってくるっていう状況はありますけれども、やれない範囲ではないというふうに思います。しかしここがこれが稼働する事が前提でそれまで民間施設に出すとかそういう計画を立てておられた所については、例えば1年半から2年間遅れるっていう事になると、その期間その分が延びるっていう事になりますんで、予算には響いてくるという形にはなってしまうと思います。

：だから続行する場合と中止にして、仰ってるように2年間延長する場合、その2年間各市町村で延長できるのかどうか、コストとして吸収できるのかどうかっていうのを考えないとなかなか根本的に。

管理者：勿論こっちの話、啓発施設とかその他諸々もあるので来ていただいている部分もあるんですが、全市町村が参加しておりますし、ではリサイクル部分は違う部分があるので少し濃淡はあるかなというふうに思うんですけども。

：例えばうちはマテリアルの部分の方に入らないし、~~〇〇~~もどこやったかな。そこらはどうしてもリサイクルの部分だけは同じように焼却施設と同じようにできなければ困るっていう所はあるんですか。

管理者：ないでしょ。

局長：既に民間に委託されてる所はあるねんな。だからそれが要するに2年程民間に持ってってもらわなあかんという。

管理者：だから~~〇〇~~と~~〇〇~~と~~〇〇~~はこっちで処理をするっていう事にそもそもなっていないので、施設の影響はありません。

：そこでなんです、~~〇〇~~やうちや~~〇〇~~がですよ、どうしてもリサイクルの部分民間にも委託しやなあかん、2年間無理やってなったら、うちはちよつとでも取る事はできるのかなと。

管理者：それはそう考えていただけたらありがたい。例えば、**〇〇**、**〇〇**、**〇〇**来られてないから分からないですけど、それがもう10市町村っていう枠組みができていの中で、要は他の市町村の方でバックアップいただけて都合がつくっていう事であれば、純粋に全部民間に出すっていう程の打撃にはならないというふうに思います。

〇〇：うちも施設が完成するまでは民間、或いはこのメンバーや近隣の市町村に少しでも助けをいただこうかなという事で考えてますので、そうしていただければありがたい。

管理者：その期間が長くなったら、即答でじゃあどんだけ受けられるのかってというような部分はそれぞれ難しいかなと思う。ただそういうふうな助け合いの部分が出てくればより緩和はできてきます。

〇〇：ごみはまあ民間にお願いしようと思ってますんで、その道筋はつけてあります。

〇〇：ただまあ全部が全部いったら、凄いな民間のコストがかかってくると思うんですね。できたらそうやって、その辺は余力まだうちとしては若干あるんで。

管理者：それは天理も考えないといけないと思います、同様に。

〇〇：**〇〇**もリサイクルの部分、積替施設と別に造ろうと考えてはります。だからそのスケジュールもありますので。

管理者：ですからその辺のですね、詰めは今後やらないといけないという所だと思うんですけど、それは言ってもダメージコントロールの話だと思うんです。なので今日皆様に議論をいただきたいというか、今のは入札を停止した場合どうなるかっていう話じゃないですか。根本からもういいと別次元の話やとそれはという事でこれを行き切るといふようなご意見を、個人としては違う考えを持っていますが、ただ、その様々考えた場合にあるのであれば、我々やっぱり10市町村パートナーなんでそれも貴重なご意見としてお伺いしとかないといけないなど。100%どっちが正解どっちが誤りという事ではないので、その点は如何でしょうか。

〇〇：ほんならね、うちらでもハザードマップ示されてます。ただそれを敷く事において何も裏山も橋元も防護も何にもしないまま住民に言うたら不安を与えるような形や言うて私も文句言うとんやけどね。だからそこで今、管理者言われたように、この千一のラインを無視して、後から出てきたものやと計画したってエエやんという事でね、いった時にまあおそらく県に相談したら、そらそれでよろしいなとは言わへんやろうけど、そこでエイヤーで千年に1回の事の起こるか起こらへんかやつを無視してやる事に対して、我々は組合としてそういう法律違反か何かに係るの。

管理者：法律には係らないですというのは間違いありません。都市計画法上もいけるし、法律違反だとかにはならないと思いますが、千年に一度と言いながらも要はもうそういう単位の雨が全国どこかで色んな所で起きるので、極めて運が悪い形で12時間316mm程に達しなかったとしても、このエリアに被害が仮に生じた時には政治的責任としては公表されている情報がみんなに周知されてたわけですから、想定外という事は言いようがないですね、想

定されてたラインなわけなんで。それを承知で公金を、ここになってくると私の意見が入ってしまいますけども、突っ込んだのかという所には答えないといけない事にはなります。これだけ安全という事について異常に厳しい目が向けられている中からすると、それこそ■■■■の社長はそんな大きな津波が来るなんて事はまあなかろうと、危険性はありますよこういうの造ったら、じゃあそれを造ったら絶対津波止められるの、絶対ではないですと、ただ来る可能性があるんでそういう対策も採ったらええでしょうと。ただ、当時は合理的判断の元には言え、そこまで投資するのは幾ら何でもオーバースペックだという事でやらなかったと、それは。そうすると極めて不運な事にそれがザバーッと来ちゃったという。そうすると何が起きるか、警察のレベルではそれは起訴できないという話だったのが、世論の中で検察審査会で起訴しろっていう事になってやられてるっていうのが今の状況なんで、可能性の問題でしかないんですけども、私はその安全に対する考え方が今のコロナも同じですけども、科学的な冷静な合理的判断の議論と道義的っていうか心理的っていうかそういう部分での基準と相当アンバランスにはなってる世の中の中で問われるのは問われるでしょうね。或いは起きる前だとしても何で設計もしてない段階で、まだお金が発生してるわけではない中で対策を採らなかったんだという事には、要はかくかくしかじかの対策が採れるので、我々としては十分いいと判断しましたっていう事がせめて言えたらいいんですけども、それは非常に言えない状況なんだろうと。

■■■■：要求水準書の見直しを行う事にした場合で、見直して次、又入札募集して事業者から出来るとヒヤリングする中で、出来ない、この位置では出来ないという回答になった場合、可能性はあると思うんですけど。

局 長：場所を検討しなければならないですね。

■■■■：そもそも場所の変更も可能性としてはあるっていう所も想定されるという事ですよ。

管理者：どうなんですか、でもそれは今コンサルとはどのくらいちゃんと議論してるんでしょうか。

局 長：コンサルで出せる答えではないんで、業者ヒヤリングしないとそのラインの中で収められるかどうかというのをヒヤリングしないと答えが出ない。

管理者：ですからその時にこないだ■■■■仰っていただきましたですけども、他があるのかどうかっていう事によっても当然変わってくるわけなんで。

局 長：当然そうです。それを外した流れの中でも事業ヒヤリングしないと答えが出ないと。

管理者：出ないという事ですね。ざっくり面積的には。建屋は建てちゃダメっていう事ですから、車両ゾーンとしてはいいわけですよ。

局 長：それも単純にものが入って、要するに車の動線も含めて。

管理者：勿論そうです。

局 長：それを計画した上でできるかできないかっていう判断を求めないと、施設だけがそこに

入ったらええっていう事じゃないんでね。

管理者：補償の限りではないっていう事ですね。今の時点で言える事は、何となくざっくり見ていたらこのしゅうがあるような気もしますが、じゃあそれが絶対ではないっていう事です。どうしてもやらないといけないのは、要はリサイクルの施設なので例えば啓発施設だとか事務所だとか、極めて極端な話、本市がそもそも使うはずだった部分だとかが絶対いるのかっていう話になると。

局長：それはね、住民にそういう説明してるから住民に納得してもらわないと、そうなってくるとこの場所がええんかっていう話になってくるんで当然。だからそれを省いてどうのこうのっていう議論は今ここでするべきではないと思いますけれども。

管理者：いやだから可能性としてはでも十分あるでしょ。

局長：それは皆さんが住民も納得してオッケーであればそれはそれでいいですけども。それで進んで住民説明に、当然入札中止の説明に行かないとダメ。そこで理由を説明せなあかんわけでしょ。

管理者：ただ、冷静に考えてですよ、これだけの規模の土地を直ちに10市町村の市町村域の中で確保するっていう事は、現実的には極めて厳しい。

局長：その事実はその通りですけど、住民がそれで納得してくれるかっていうのは又別の話でしょ。

管理者：それは頑張るんでしょ。

局長：管理者がそれで頑張るって仰るんであれば、それを否定するつもりはないけども。

管理者：そりゃ勿論、無視はできないですけども、無視はできないですけども。安全とこれ非常に解が何遍も繰り返し申しましたが、解はないと思います。或いはじゃあ今回、千一の部分にそんなに拘ってやったから、じゃあ他の公共施設はどうするんだとか言い始めると当然、千一に対応して全部の公共施設移転なんて事もできないわけですし、これから各市町村で新設を千一に照らしたらいけない場所に建てる事だってあり得るわけなんで、それは可能な範囲においての努力をしたのかっていう事は、問われてくるだろうというのはこれは私は思います。あと、■■■■が今、広域でやろうとしている所の議会で仰った部分の反対意見の中には千一に合わせた新しいマップにおいて、浸水想定区域になってるっていうのがもう既に出始めているので、それが結局、■■■■が押し切るのか、それが・・・になってなかなか難しくなるのかっていう事は勿論ありますけれども、そういう災害の想定が出てくる事との関係性は勿論、議論としては出てくるでしょう。建物自体の安全対策をやったり、護岸をやる為にも何れにしても止めないといけないわけでしょ。今のさっきの話で言えば。

局長：だから今の入札を執行するかしないかっていうのは、今のままやるかそれとも他の事を考えるのであれば中止せざるを得ない。

管理者：だからそれで言えば、例えばレイアウトの変更まではしない、けれどもさすがにそれはこんだけの話が出てて県もそれで前向きに考えてくれてるんだったら、護岸の対策くらいはしないとダメじゃないとか、或いはあれが出てるんだったら建物そのものとしての耐用はもう一度見直してやらないといけないんじゃないとか、そういう間どごろの検討したとした場合でも止めないといけないっていう事ですよ。完全に今のままいくか、ちょっとでも改善策を探ろうと思ったら止めるかっていう判断ですよ。

局長：はい、今はどっちかです。後どうするかっていうのは又これから考える事やと思いますけども。

管理者：全く何の策も採らんっていうのは、**〇〇**、如何ですか。順番にちょっとご意見を聞かないといけないなと思ってたんで。

〇〇：うちは3町での積替施設、ちょうどこの**〇〇**さん・・・。これをする為に来年度の後半です。然るべきくらいから解体に入りたいという事で、現施設のいう事でかなりの高額な金を予算化している。明日から一般会計のいわゆる決算特別委員会が始まるわけなんで、当然こんな話いっぱい出てくると思いますという今状況で1年半ぐらいは向こうへ行きますよという事になれば、その辺のスキームを大分変えんと。

管理者：すみません、整理させていただきますと焼却施設は現状のスケジュールでいくという事は積替施設は造っていただかないといけなくなるという事ですから、そうするとリサイクルを持っていく場所がなくなっちゃうっていう事になるわけですかね。

〇〇：リサイクルは**〇〇**へ来ますので、**〇〇**から積み替えて民間へ行くか天理で出来たここへ来るかどちらかなんで。

管理者：という事は、今あげていただいている予算自体が変わってくるという事ではないという理解ですか。

〇〇：焼却施設さえスケジュール通りにいけば。

管理者：焼却施設がスケジュール通りにいく限りにおいては、それは必要な施設だと。ただし、リサイクルのごみの処理の仕方が変わってくるよという事です。

〇〇：それはちょっと今無理をお願いしているんで。

管理者：そこはむしろどうですか、**〇〇**。

〇〇：その辺りはコスト的な事、まず**〇〇**仰っていただいたような応援してあげるよと部分的にはというありがたい言葉をいただいています。そういった所はこれが延びたどすれば、延びたで説明をして必要な負担をしていかなあかんやろなど。

〇〇：焼却は予定通り行くんですか。

〇〇：マテリアルは別の話。

管理者：そもそも論の安全の、要は防災の観点の部分と計画との関係性で申しますと、少し私の意見というのは強過ぎる意見かもしれませんので、先程申し上げた部分っていうのはどうお考えになるかというのを、率直な所をお伺いさせていただきましたら。

■：基本的にあれですよ、これからどちらに転ぶかは別にしても可燃ごみの方は予定通りに進んでいくという事なんで、それであれば今うちが予算化して筋目を作ってる部分も粛々と進めていったらいいという事なんですよね。言うたらやはり安全策を採る、ある程度採らん事には無視という事はできない

管理者：ちゃんとそれぞれちゃんと聞いといて下さいよ。中で、何ですか事務局、今、会話されてるのは。

局長：だから今言うてるのは管理棟と要するに焼却施設との関連性がありますから、その辺がどうなるかって今協議してる部分があつてですね。

課長：あのね、はっきり言えないのは今、副管理者と管理者の間の中で、エネルギーの方はそのままいけるような話はあるんですけども、下が止まる事によってちよつと色々、我々が設計施工監理の発注の仕方とか色んな所に影響がありますんで、なかなかそれがすんなりいけるともよう言い切れない部分がありますんで。

管理者：具体的に。

課長：ですので、設計施工監理の方はエネもマテの方も一体で設計施工監理の方を4月の頭に入札公告を出す予定で2月にも予算計上させていただいたと思うんですけども。

管理者：あ、ごめんなさい。設計施工監理、設計とあれDBOだから全部一括発注じゃなかったんでしたっけ。

課長：DBOでの設計と施工については、取った業者がやりますけれどもその監理をする監理業務の所があるんですけどね、それがちよつと出せないっていうところにもなりますんで。

管理者：分けたらいいんじゃない。

課長：分けてもまずお金がないので。

局長：まあまあその辺は何とか処理したらいいけるという事で。要するに焼却施設のDBOで発注するやつは進めていくという流れでええわけやな、入札行為は。

主査：受託者がいなかったら進めようがないですね。設計施工監理の受託者が。

局長：だからそれはやで、今、言うてるように予算的な事を含めて処理していったらいいって次の話やわな。金の話は何かなるという前提に置いて、入札はそのまま執行していくという事なんで。

管理者：議論のレベルを合わせて下さい。

局長：要するに焼却施設の入札はそのまま執行していきます。

管理者：ただ要は焼却施設の。

局長：今、言うてるのは焼却施設を入札する時に管理棟と調整しながら焼却施設を進めていかなあかん部分があるんですけども、その辺はもう無視していくのかという所なんですけれども。

管理者：その管理棟と焼却施設の間で機器系でシステムの連動みたいなものがあるんですけど。

局長：要するに啓発の内容について打ち合わせしながら、啓発施設。だから啓発施設っていうのは焼却施設も関連しますので、その辺の焼却施設の中で啓発施設が当然入ってきますよね。

管理者：もはや今の極限の段階において啓発施設っていうのは二の次です。

局長：そういう事じゃなくて。

管理者：焼却棟を予定通り造って、運転する根幹の部分がこのリサイクルのエリアで担っている。

局長：管理者もあんまり理解してもうてない部分があるけど、要するに要求水準書の中には関連性も含めて要求水準書って作ってるから、この施設が出来たらええっていう事ではないのでね。携わってるものが色んな細かい所も把握しながら進めてるんで、単純にこの施設だけが出来たらええっていう事ではないんです。

管理者：分かります。だから色々調整しないとイケないのは分かりますけども、調整してやれる範囲の事と不可能な事があるでしょ、世の中。

局長：その辺で微妙な、要するに管理棟と焼却施設は調整しながら啓発施設の内容どうするかっていう事も打ち合わせするような要求水準書になってるわけです。

管理者：分かりました。それは分かりました。

局長：それを出来ないという事は。

管理者：それを聞いた上で、反論しますけども啓発施設の中身がどうなろうと今そんな話は二の次です。啓発施設はね、啓発施設ですよ。

局長：啓発施設だけじゃなくて焼却。

管理者：啓発施設の中身がどうなるかこうなるかっていう、だからまず焼却施設自体のごみを燃やす、ごみを燃やして処理するその根幹の部分と直結する部分は。

課長：直結はね、しないんですけども昨日もちよつと言わせていただいたと思うんですけども、昨年の8月に一般質問の中で業者のもう少し広げて下さいっていう話があったと思うんですけども、今、啓発施設の所も連携を取りながらやって下さいよっていう、エネルギーの方の要求水準になってる中で、申し訳ないんですけども事務局としましてはなかなかプラントメーカー程の知識もございませんので、どこで昨年の8月に一般質問されたある業者からのこのやり方は入札に望ましくないんじゃないんですかって言われた時の事務局としての回答はなかなか分からない部分がございますんで。

管理者：もう少し具体的に。

課長：ある業者がこの入札って条件変わってるからこのまま入札されるのはおかしいんじゃないんですかっていう所が最終に言われた時に何て言えるんかなっていう、その分からない部分が我々思ってる所があるんです。

管理者：もうひとつ入れないっていう事業者は啓発施設がどうこうとかっていう話ではなくて、焼却施設そのもの。

課長：その入札の中身について何か言ってくる可能性があるかも分かりません。

管理者：可能性があるっていう事を指摘していただいたのは分かりました。ただ、そこでその業者に対してきちんとした回答ができるかどうかという事からすると、その業者が今回参加できなかったのは啓発施設の有無とかそういう事と何の関係もなく、焼却施設全体のD B Oの実績がないっていう事だったんでしょ。

課長：その部分については言わないですけども、入札の要求水準書にあった流れの入札にはなっていないですねって言われた時に、我々はそういうふうな回答ができるかっていう所が分からないんです。

管理者：懸念は分かりました。ただ焼却施設をちゃんと造り切れるのか、焼却施設も予定通り造れないのか造れるのかっていう事が、今、我々10市町村長が議論するにあたって非常に大きな考える上での要素になるのです。ですからこのマテリアルの部分を入札を止める事によって焼却施設をこのまま予定通り造り切る事は絶対に不可能だという話になれば、今、**〇〇〇**が仰っていただいたように、今、**〇〇〇**において進めようとしている計画にも多大な影響が出てくる。ただ、それが議員に対する答弁ぶりであったり、どこかの業者が来た時の回答ぶりであったり、或いは啓発施設が仮にこの世から消えてなくなろうと、その部分を二の次というふうにおいたら焼却施設は予定通り造れるのかどうかっていう部分だけが今、問題だと思います。

〇〇〇：あの、いいですか。さっきも申し上げたように密接に関連してるのかしてないのか、どっちなんですか結局、分けられないんですか。

管理者：全く関連してないわけではないという事を言いたかったんでしょ。

局長：そういう事です。啓発施設と焼却施設っていうのは、どこかの部分で繋がってる部分が

ありますので、丸つきりそれがなくなっても焼却施設だけ単独でいけるものでもない所があるんですよ。それがほんなら入札を止めるのかっていう、又議論をせなあかんので。

管理者：そこまで大きな問題になるかっていう事は、精査はしないとイケないけれども。

局長：課長が言うてるのは要するに第三者、入札に参加できる業者が例えば入ってなかったとします。ほんならこの条件が変わったら入ってたのと言われる、入る気持ちがなかっても言う事はタダやから言うてくる可能性はあると。その時に我々が何で下の中止してるのにこれだけが何で入札できたんやって言われた時に、丸つきり関連がないから入札しましたとは言いきれない所があるという事を課長は言ってくれてるところで。

管理者：だからそれが丸つきりっていうのはどのぐらいの重さを持つてるかっていう事をきちんと判断しないと。

局長：その辺、重さどうのこうのというよりも、うちの条件が変わるっていう事には変わらないと思うんですよ。

管理者：だから条件が変わるレベルです。それが説明ができる範囲なのか出来ない範囲なのかは今、**■■■■**は聞いておられる。

局長：なかなかその答えも事務局としてよう出さないというところやと思いますよ。

■■■■：これを入札を中止してやり替えてもこの場所が不適當という答えが出る可能性もあるという事なんで、この場所で今の要求水準書のままでやって、この河岸浸食ラインという対策を別途工事をするという事を検討していただいたらどうか。

管理者：それが先程私も考えた所なんですけれども、それはできないって事を言ったんでしょ。

局長：別途工事になっても、工事の場所が相丁場になりますんで、当然うちの計画通り工事が進められないとなれば、今の要求水準書を見直す必要があるんで、入札は中止せざるを得ないと。

■■■■：平行してできないと。

■■■■：その判断はこのフローチャートの中でいうたら 16 番の日になるわけですか。

局長：まず 16 番は今、提案を受けてるわけですけども、それがオッケーかダメなのかっていう返答をしなければならぬと。

管理者：返答した後だったら何が起きるのかを具体的に説明して下さい。

局長：後に中止をするというのは。

管理者：中止をした場合に損害賠償を含めていったい何が生じるのかです。

局長：公告した後に中止という結果が出た時はどうするのかっていう。

主査：金は発生しないと思う。

局長：金は発生しない。だから今、仰っていただいたのは要するにこの今、協議している施設のいつまでにやったら。

管理者：当初3月6日までに中止をするのだったらこれがベストだという事で、今日、無理に時間を作っていたいで皆さんに集まっていたいでるわけです。さすがにでもそれは即答しかねるという事であった場合に3月6日を超えたならば何が起きるのかという事です。例えば、ですから3月6日を超えて業者がかくかくしかじかの準備をして、そこでぶった切って止めた場合にその作業の部分について何らかのお金が発生したりするのかとかそういう事です。

局長：まあお金は発生しないような流れみたいですがけれども、ただ当然、事業者から問い合わせがきた時にどう答えるのかっていう所ですよ。

管理者：いや、こういう事情があったから止めましたって。

局長：それならば当然事業を見直さなアカんのちゃうのかっていう話になってくるんですよ、事業者にそういう説明をするっていう事は、要するにこういう事情を分かっているわけやから、条件が変わるんであれば入札執行を止めるべきじゃないのかって言われた時にうちはどう答えるのかって分からない、はっきり言うて。

管理者：3月6日前と3月6日以後と何が変わるんですか。

局長：3月6日で例えば結論が出たらもう中止しますっていう答えをするわけですよ。

管理者：その時にも聞かれるでしょ理由は。

局長：そりゃ聞かれたら答えるしかない、中止の場合は答えるしかない。ただこの時点ではまだそのままいくという答えが残ってるから、今、協議していただいでるわけですよ。中止ならば早く6日にはもう。

管理者：中止の可能性を検討する公算が大だけれども、中止というふうな結論をそこまでにはしきれないというふうになった場合に3月6日を超えた後で中止という場合と、3月6日までに中止という場合と何が違うのですか。

局長：何がと言われても分からない、はっきり言うて。要するに6日に答え出すって言うてるから答え出さへんとなればですよ、何故答えを出さへんのですかって事業者から問われるわけですよ。その時にうちはどういう答えをするのかっていうのが今、持ってない。

管理者：だから出したらいいじゃないですか、まだ全員の意思決定はできてないんですから、今の入札が活きてる間はあなたは基本的な審査には通りましたという形で動くんですけども、その後今回、要求水準書の根幹の部分が変わるので、入札を取り消しますというふうには

言った場合に今、中止するのとその後で中止するのと何が違うのかって。

局長：だからその答えは事務局としては今、持ってないです。

管理者：金銭的な部分ではないんですね。

局長：金銭的には発生せえへんねんな。その辺も発生しないという方が大きいみたいやけども、必ずしもしないと今、答えられない。

：あの我々の町村の立場としては、じゃあここに替わる部分があるんか言うたらこれはもう絶対ないんで。だから何が何でもここで最後までやってもらうという事、これまず共通認識をしたい。次にまずは可燃ごみを完成させてマテリアルはその対策をしてからやるという方法、それと今までのように一括でやってマテリアルの方は若干延びる。その間に護岸工事をする方法しか考えられへんな。他にあるんやろかええ話。そりゃどっかにええ土地があつてそこやったらいつでもウエルカムやったらそりゃ別やろうけど、そうはいかへん。

管理者：地元理解も得て都市計画決定も打てる、環境影響評価に関してもやれてるっていう所まで含めて、全てを仕切り直しだつていうのはそれは考えられないです。

：となれば、当然の事やから私はないだろうと。であれば一括で事を進めていって後でこのマテリアルの方の部分修正を、まあ口で言うのは簡単でまたえらい事になるとは思いますが、修正をしていく方法か、セパレートでやる方法か、どちらかしかないやろなあ。

：入札を止めて遅らすか。

管理者：セパレートで。只今の段階で完全にセパレートにできるかどうかは精査が必要だという話がありましたけども、セパレートが可能なように最大限努力をするっていう部分ですよ。

：先程の説明を聞いてると、もうマテリアルだけでなしに向こうの焼却の方も止めないと要求水準書がおかしくなるといふ説明でしたね。

管理者：少し、もう少し整理をさせていただきたいですが、事務局として誰に回答できるかっていう所は大事な問題だと思います。それを無視するという事ではありませんけれども、している議論のレベルがもう極めて重いという事の中で、セパレートにする事は不可能なのか。

：そこですね。

管理者：それが全体の意思決定に関わってくるんです。ですから住民に啓発施設を造るといふふうに言ったとか、そんな次元のレベルの事ではないと。或いは誰かから質問がきたらどうするんだというレベルの話ではない。それにきちんと答えるっていうだけの話です。そもそも法律上、或いは予算の負担上セパレートにする事が不可能なのかどうか。

局長：今、言ってる啓発施設と焼却施設の関連性を無視して入札はいけるようになれば、その辺は（案）として出さんと答えが出えへんという事になれば、・・・。

主査：正直ですよ、軽い重いで言ったら軽いんじゃないかなと思うんです。土が運べへんっていう話をしてた中での、どちらが天秤やっていうたら内容としては軽いかなと思います。

局長：だから今、事務局としては、これが答えというのではないと思いますが、ただ先程土を仮置きできるからそのまま進めるという話からすれば、今、言うてる啓発施設と焼却施設との関連性から要求水準書の内容からすれば、軽い部分やろうからそのままいくという判断はやむを得ない部分はあるのかなとは思いますがね。ただ、さっきも言うたように、事業者から色んな問い合わせを受けた時に完全にそれで我々が対応できるというところまでの答えは持ってないのは事実です。

管理者：それは分かります、その懸念は。しかしそれよりも大きな事を考えないといけないのは、浸食される可能性を我々が公開情報と照らし合わせて明確に把握してたにも関わらず何で突っ込んだんだという事に答えないとけない事との困難さの比較においてどうなんですか。

局長：だから言うてるように、中止するのはダメやと言うてるのではないですよ。

管理者：いやだからできるのかどうなのかをまず聞いてるんです。セパレートという事は、しっかり検討していける余地があるのかどうかっていう事。

局長：だから若干微妙な所あるけど、そういう方向で行かざるを得ないやろうという部分は事務局としても持ってるところはあります。

管理者：だからその前提に立って、ただとはいながらもマテリアルの部分にも影響はありますからそこは如何ですか。分けて考え得るという事であれば。

管理者：管理者、おそらく事務局の方、言い辛いと思うんですけども、軽微な変更という事で我々の政治的な判断で押し切ってくれていう事だとは思うんですよ。

管理者：それは当然、私もそう思います。

管理者：どういう影響があるかは予測不能だと思うんですよ。

局長：事務局としてもほんまにこんな事業やった事ないんで。

管理者：ですから焼却施設は死守するという方針は、ですから。

管理者：切り離してやると。

管理者：全員の中で焼却施設を遅れるような選択肢というのは取り入れないという事は共有させていただいたと思います。ですから、焼却施設は死守っていう事の中で泳げる範囲がどこまでなのかっていう事を考えていった時に、分けて考える事があり得るんであれば2年程

度遅れる事も含めて覚悟して入札を止めるという事なのか、やはりマテリアルの方についてもそこまでの影響は呑み辛いのでもう行き切りましょうという事なのか、まずそこが一番大きな結審の分かれ目であります。

：行き切れないのと違いますか。この線がこうして明らかに入ってきたらそれを無視してっていうのは、これ社会通念上の突っ込みされたら知らんかったでは通りませんしね、この時点では。もう既に工事に入ったら後から言うなっていう話になるけど、工事に入っていない段階では知らんかったは、恐らくもう発表しよるもんな。

管理者：もう3月ですから、時系列的に見たら知りませんでしたは通らないと思います。

：行き切る理由が見当たらないですよ。もうマテリアルと焼却施設がリンクしてて分けられへんかったらっていう話で全部に影響出るんやったらどうかっていう選択肢はあるにしても、今、影響ない方向でやっていくってなると今度こっちの説明が何でこれ思い切っで無理やりやったっていう説明がしにくくなるかなとは。それこそこっちで安全性で遅れましたっていう方が説得もし易いし理解も得やすい。

管理者：社会通念上。

：だから我々は社会通念上の問題をまず優先して考える。事務方の方は今までの業界とか色々な接触があるのでその辺も非常に頭の中入れながらお話しをしてはる。ここんところどう整理するかですわ。どちらもある程度優先するのかっていう事でもう判断しやなしやらないんちゃいますか。大変苦勞かけるとは思います、日常の仕事しておられる方としては。

管理者：私も言いたいのは、うちの職員も含めて非常にこれまで頑張っていた。それは本当に尊重しないとイケない。今後、かく汗っていうのは膨大な汗なので、やる前からケチがついた形で汗をかかせるっていう事がいいのかどうか。それとやはり我々が社会通念に照らして政治的責任を取られた場合に、いやもう行き切りましてんっていう事が、今、安全、災害防災っていう事の中で言えるのかというと、非常に難しいと。

：これ地元への説明はかくかくしかじかの理由でどうしても少し工期を遅らさざるを得ないという地元への再説明は可能なんでしょうかね。

管理者：そこは直ちに説明会をやると、要はここ自体の適否で吹っ飛ばされたらかないませんので、一定対策の方向性っていうものを至急考えていく中で、こういう方向性で本当に最悪のパターン計算したらここまでだけでも、ここの中で検討するっていう部分もちょっと理論武装して説明かなと思いますけれども。

局長：それは管理者、いつの時点とっておられるんですか。今、住民説明会するのはいつの時点やと、工期的に。内容的に分かりましたけれども、それはいつを目処にしていますか。少なくとも4月27日には業者が選定する形になつとるから、それが決まっていなかったら何やって住民から言われるからそれまでに説明せなあきませんよ。

管理者：ですから、何れにしたって議会に説明しないとイケません。その中から言うとその最大の中でこういうふうな最大の被害で河岸浸食が想定されてるので、その中での安全対策

っていう事をきちんと検討する為に一旦停止しますというまでのラインです。

局長：その中止をするという発信を住民に対していつの時点であるかっていう。

管理者：同時にやらざるを得んでしょ。

局長：だから、今日の結論が出た以降、早急についていう事ですね。

管理者：ただ、住民に説明という時に、議会にも説明するし、役員とか自治会の主だった人に言う事と、住民説明会全体やるのとこれはまた別の話ですから。安全対策を、今後の対策の方向性が分かった時点できちんと全体には説明しますという事です。地元住民全体への説明という事ですね。

局長：少なくとも校区区長会の集まりの中で。

管理者：それに対しては勿論こういう事なんで、これを回避してどういう形の対策が出来るか、県の方ともきちんと対策を練った上で、今、検討する為に一旦遅らせてますっていうそこまでの説明でしょ。で、その時に問われる質問は、そもそもじゃあここ自体で建てるのが無理なんじゃないかダメなんじゃないかっていう声が出てきたら、そうではなく我々としてしっかり安全対策ができるように今、準備検討中ですっていう答えです。

局長：ちょっと申し訳ないけど、中止の場合に想定しておく内容っていうのはちょっと纏めさせていただいておいて、計画見直した時に参加業者があるという前提で話してますけども、逆に参加業者がない事も想定しとかなあかんので。ちょっと色んな部分が在り過ぎてなかなか、実際こんな事が起きるかどうかわからないけども、こんな事は想定させて下さいねっていう事は纏めさせていただいてますんで、それを承知の上でそういう方向を決定していただくと。

管理者：だから4番目の事業者ヒヤリングをしないと最終的な答えは出ないという部分ですね。

局長：それは当然ですけど、例えば事業者ヒヤリングの時に乗ってくれるかどうかっていう所もなかなか難しいところですね。

管理者：乗ってくれなかったらここ自体が候補地として死ぬっていう事ですか。

局長：できるかっていうのを組合として出せないんで、答えが出てこないっていう部分もありますね。

管理者：ですから、どこもヒヤリングをしてもそれでは建設できませんという回答が仮に返ってきたとしたならば、その時点でここは候補地から死んでしまうという事ですか。

局長：ただ、もう一つの案は護岸が崩れないような対策を採るっていうのも一つの考え方やから、そういう事を盛り込んで発注すると。

管理者：それはですから県の方にも我々はしっかりとここの護岸対策をして下さいねという事は

皆さんとやっていくわけですし、この残る面積の中で守らないといけないのは第一にマテリアルの施設なので、最悪そこさえ入ったら仕方ないわけですね。

局長：そうですねなかなかちょっと言い辛い部分は我々としてはあります。

管理者：分かります。ですから今、運営委員の皆様方に申し上げてる。

課長：いいですか。対策をせずにセットバックで行こうとするのか、対策を先程管理者が言われたL型で対策を採って、今みたいな計画のままで行こうとするのか、どちらになるのかなと思うんですけどね。

管理者：それは対策を採った上でのセットバックでしょ。

課長：ですね。そうなれば色々な建設コンサルに土質調査とか色々な所の委託をかけてやるっていう話になれば、その内容がどんな対策を採れるかの内容が建設コンサルかどこかで出てきたものをもって、今度はそれを業者ヒヤリング云々とか色々な所も入れて要求水準書に反映していかなければならないので、先程2年って言ってたのが。

管理者：それは要はこのラインを、このラインというのは科学的な土木工学的に出てくるものではなくて、数値上のシミュレーションだから要求水準書としてはこの上に建屋を建てるなどという以上には変化しようがないでしょ。

課長：私言いたいのは先程2年って言ってたのが2年では収まらなくなりますよっていう事。

管理者：だからそうではなくて、ここがこの上に建屋を建てないよという事の要求水準書になりますけども、それはここで県がどういう対策を打つとか、ここにどういう対策を採るのかという事とは要求水準書上は無関係でしょ。

主査：対策を採ってもそのラインは外すっていう話ですね。

管理者：採っても次元が違うんですから、このラインを引いてる意味合いが。だから県にそれは私も確認させていただいたんです。つまりここに一番最初に我々議論したように、擁壁をしていったとか、県が対策を採ったらそもそもこのマップ自体が変えられるんですかっていう質問なんですけども、それに対してはノーなんです。それは何かというと、これがこの場の現況の工学的な部分から割り出されたものではなくって、この勾配とか川幅とかそういう部分を過去の色々な最悪事例に当てはめていってシミュレーションして全国一律の計算でやった場合にこうなりますっていう部分なんで、ここでどんな対策を採ったからといってこの線自体は変わらないと。なのでそうするとここは外した上でって話になりますけども、しかしその社会通念以外に、じゃあできるだけ安全対策採ったっていう形に持って行くには当然、河岸については補強されてるに超した事はないし、その協議をしないという事はありません。ただ、その事自体の協議が纏まって、どんな対策だからっていう議論と、ここを外した形で建屋は検討しなさいと。こっちの方はつまり建屋はない状態の駐車だったり車動線だったりというところですから要求水準書を作っていく作業は無関係です。

局長：今の管理者の話なんですけど、要するにラインを外した計画をもし採れないとしたら、もう場所を変えるという事ですか。

管理者：計画自体が破綻するでしょう。

局長：そういう事ですね、分かりました。

課長：今、管理者が仰っておられる対策っていうのは、あくまでもその対策は対策にならないよっていう事ですね。最後は、そのラインを。

管理者：そうではない。当然ここに大きな施設を造りそこに投資をする以上、河川管理者に対策をやってもらって、実際の物理的な部分で強くするのは、それはそれに超した事はないわけですから、やっていくわけですから、結局、上流の部分から全部ここを鉄壁にするわけでもないわけで、ここの部分をまず強くするっていう事ですから、よりその時に最善の努力を尽くすって言うても色んな次元の採るべき策があるんで、この策もやりました、この策もやりました、この策もやった、できるだけの対策は採った上でここで施設を我々は造りましたっていうふうにする為には、実際の土木技術的な部分もやらなければならないし。じゃあそれをやったから県なり誰なりが安全だからやっていいよっていうふうに補償してくれるんだったら今のレイアウトでもいけるんだけれども、その線自体が変えられないというふうに言ってるわけです。だから全然違う考え方の元でこのラインは出てくるので。

課長：その中で1点確認したいのは、その対策をどこまでやればええっていう対策は誰が考えるんですか。

管理者：どこまでやったらいいっていうものがないから、ここをずらして建屋を考えて下さいっていう要求水準書になるという事です。

課長：その護岸の対策をするとかっていう話の中で、その護岸の対策はどこまでの対策が対策としてできるかっていうのはどこでどうやって。

管理者：我々と県との間の協議です。

課長：業者入れずに。

管理者：勿論、業者も入れた上でです。だからその為に県はこないだ■■■が現況調査をやると、その上での対策を考えると。ただ、じゃあここを何百億とか極端に全部変えられるかといううそれは変えられるわけがないわけで、一定の対策を採るっていうところです。

局長：逆にライン外すんであれば対策云々がいるのかどうかっていう所も議論になってくると思いますけれども。

管理者：勿論そうなんですけども、だからそれはやれないと言え言われれば、仕方がないですけども、その事業をするものとしてはそこだって何らかの形で使っていくわけですから、そのの上にくるのがバックヤードなのか、施設の根幹の基幹部分ではないにしても何らかのも

のなのでしょうから、それは安全向上の為にやってくれというのはそれは当然でしょう。やらないと言われれば別ですよ。

局長：県が対策をやってくれる、検討はしてくれても実際の工事は県がやってくれるとは思わないんですけども、やってくればそれはいいですよ。

管理者：それは申し訳ないですけど、事務局の議論ではなくて我々10市町村長の政治レベルの判断です。

補佐：まず、先程から言ってるように、そうなった時にここまでセットバックした、この対策を打ちました、じゃあ大丈夫なんですねっていう事は誰も補償できない状況の中で住民説明会に行った時に、では対策はします、セットバックもします、でも補償はできませんって言った時、この土地の選定が正しかったのかどうかっていう事を言われる可能性が大なので。

管理者：言われるでしょう。だからその時には今までの本当に千年に一度っていうような最大マックスのシミュレーションのラインからは完全に外しました、そういう議論でしょ。

補佐：で、土地の選定からやり直したら如何ですかっていう事になった時には。

管理者：それは断るんです。

補佐：断る。

管理者：それはできませんと。そうでなかったら事業自体が潰れてしまう。

主査：それは避けて計画してるから進みますっていう事でしょうか。

管理者：最大の努力は尽くしましたと、それは私の意見です。皆様方が、ただこのラインは今現状、考え得る色々な事例に当てはめたら、ここまでくる可能性がありますっていう事を示されてるわけですから、そういう想定される一番極端な事例の所はちゃんと避けて安全対策を打って建設するんですっていうのは社会通念に照らして言える話でしょ。

局長：だから当然それを否定するわけやないけど、住民にやっぱり。

管理者：それを答えていくのは私の役割です。

■■■■：ここを選定した時点ではここでできるという判断で、このラインが入ってないから判断でやったんでそれが間違いであったかどうかって言われる筋合いはないと思います。その後、さあ本当に入札をしようという時にこのアクシデントが出てきた。だからそのアクシデントを少しでも補完する為にこういう事をさせていただきます。しかしもう場所の選定等はここで決めてるんだからここでやらせていただきたいという事にしかならんの違います。

管理者：そうです。そこでそりゃ踏ん張ります。

主 査：補強はさておき、そのラインを避けて計画するっていうのはこれは1つですね。で、計画するが出来なかったら撤回するっていうのも1つ答えていいんですね。

局 長：先程はそう言うてはったからね。

管理者：これを避けたらどう考えたって無理っていう判断が出た場合ですね。そうならざるを得ないでしょうが。それは皆さんにその時にお諮りをします。避けようと思ったらどう考えても無理だと、そういう最善の努力は尽くしたけれどもここはどうしても何メーターか掛かる部分が出てくるっていう判断が出ましたけれども、どうしますか、ただし他に適地はないですと、ごみ処理というのはやっていかないといけないです、その時に又じゃあもう色々検討したけれども、ここでやるしかないから進もうっていう判断は又あり得るし、根本的に止めるという判断もあり得る。

主 査：はい。ちょっと政治的な力でそのラインここだっていうのだけは出していただかないとスタートできないんで。

管理者：だからそれはこれです、これ以上出ません。

主 査：え、これ私が。

管理者：ですからこの縮尺をもう少し精度上げて下さいという所までしか出ません。ですから、これを当てはめた場合どうなるかっていうその縮尺度合いを上げたものしか出ません。

主 査：それは県が市にいただけるという事ですね。

管理者：それは協議します。これを実際のサイトに当てはめた場合に、もう少し精緻に拡大していったらどうなりますかっていう事は勿論、県しかデータがないんですから。

主 査：でもそんな大幅にずれる事はないでしょう。

管理者：と、思いますけれども。後この場合はここに地形的に特徴があるので、この池の部分、ですからその池のラインっていう所が決まってる以上、例えばこれがもっと極端に南だとかいう事にはならないと思いますけど、一応、それは住宅の位置もこれははっきり書いてますんで、私が今、申し上げたのはこのラインですね。池があつて、ここに住宅があつてこのラインがあるので、このラインよりは北であるわけですから。池と住宅とだからこのラインよりは北になってるわけですから、そのラインより大幅に南にはこれからはならないとは思いますが、それは縮尺をもうちょっと大きくしてもらえないですね。現況調査しても変えないって言ってるわけですから。すみません、ちょっと大分長くなってしまってるんですけど、**〇〇〇〇**から社会通念に照らして行き切るのは無理だろうというご発言をいただきましたが、その認識に関しては運営協議会委員の皆様方としては、この場で**〇〇〇〇**はいらっしゃいませんが認識が全く一緒だということではよろしいですか。ですから、今、聞いていただいたようにこれが示されてる以上、今の防災安全対策という事を考えると、無視した形で進むという事は運営協議会全員一致で無理である。

：それやったら切り離してマテの部分だけを変更して、県がしようとしまいと、この赤い線を外してこっち。

管理者：要求水準書を作り直していくという事だと思う。

：それに切り離すのに監理やら設計やらに伴う金いるとしたら、その分はもうええやん。

管理者：その分の予算は申し訳ないですが、やむを得ないですし補正だとか議会、議会筋にも何れにしても止めるとなったら説明をしないといけませんので。ただ、その完全に止め切るという決断はにも私、至急ご説明した上でないと無理だというふうに思っております。後は切り離せるという部分について、もう少し精査が必要かなというふうに思っておるので、今、この場で最終結論で明日止めますっていう事ではないのかなと思うんですが、その点は如何でしょうか。

：止めますっていうのは何を。

管理者：入札自体を止めますと。つまり、まずさっきの全会一致の確認でですね、これを完全に無視して当初計画のまま行き切るのは無理だという認識になりましたけども、じゃあだから明日入札を止めますという決心に至るかという、まず一つにはお一人、に確認をしないといけないという事と、もう一つはそれは分けて焼却施設は予定通り工期守っていけるという事が一つの判断の前提になっておるという事からすると、そのこの部分の精査は行った上で、入札を止めるという事を対外的に公表かなとは思いますが、その点は如何でしょうか。で、そうなってくると事務局どうなりますか。

局長：取り敢えずだからその6日の結果報告は一回出すという事ですね。

管理者：延長はできないんですか。

局長：まあ出す事は。

主査：理由は。

局長：理由なあ。

管理者：理由があればそれはもう組合運営協議会としての判断です。理由は特段申し上げられませんが何日延ばしますと。

局長：そなんん理由にならへん。

管理者：誰に対する理由ですか。

局長：業者です。

管理者：それはその理由が不明確だったら何が起きるんですか。

局長：その答えを出さない理由がないので、我々が出さない事というのはいけないですよ、普通。こうやってこういう資料、ホームページでこういう形でやりますと、これを中止しますという事で言うのであれば、それなりの理由を相手に告げないと、今みたいに運営協議会がどうのこうのって理由にならない。

管理者：何を聞かれても一旦、防災安全対策上の観点から精査しないといけない点が出た為、止めますとか、或いは計画全体に関して重大な精査が必要なものがあるので止めますというように事と言って、何故そこまで説明責任を果たさないといけないんですか。

局長：重大な入札行為だからです。

管理者：いやいやそうですけど、事業者が例えば何回電話してきたとしても、我々の方がどこまで法的に答えないといけないんですか。

局長：この辺ちゃんと公表してるやつやから、この手順でいくべきであって、もしこれが出来ないのであればそれなりの理由を相手に伝えないと、当然、不信感が生まれますよね、例えば何社かおってですよ、公表できません、何ですかって言われた時に中途半端な答えはできないです。

■■■■：これ単純にコロナ対策で2、3日延ばすといいんちゃうん。

管理者：そんな今も実際あり得る話ですよ。

局長：ただ、コロナ対策というのは関連性がないですから。人が集まって結果を出すのであればそれはその1つの答えかも分かりませんが、今、この6日の答えっていうのは直接。

管理者：ちよっともう一度待つて下さい。我々、今、市町村長全員でこの計画を進められるのか進められないのかの根幹に関わる話をしているんです。その時に我々が発注者として不誠実だとかっていうところが出てきたとしても、公表されてる日程をこういうふうに変えます、何ですか、現時点でお答えできませんと仮に答えたとしても、その事の為に今、材料がない状態で最終結審をしろと言われても、出来ないじゃないですか。だからそれが例えば違法行為になるだとか。

■■■■：例えば運営協議会で継続協議を要すると。

管理者：要する事項が発生したと。

■■■■：発生したので、延長すると。内容については現時点ではお答えできませんと。何れお答えしますという事で。

局長：それがちよっと我々申し訳ないですけども、それが要するにこれを延期する為の答えになってるのかどうかっていうのは、ちよっと答えられないんで。

管理者：ですからそれは誰が判断するんですか。

局長：分かりません。色々聞いてみないと分かりません。

：次の事業者ヒヤリングが4月の11日なので、それまでの間であれば例え1週間なり。

局長：それはね、相手もそのヒヤリングまでに要するに合格発表があつてですよ、それまでの期間の間に整理せな部分って当然あるからこの期間を設けてるというところがあるんで、単純に業者を無視してうちが事業工程を変更する事がいいのかどうかという所も含めて、何でもこんだけの期間をとって入札行為をやつてるかという所は、そんだけの期間が必要やという事でやつてる部分がありますんでね、ちょっとそれがええかどうかっていうのは今すぐなかなか答えられないのが事務局としての考え方なんですけど。

：1週間なり2週間なりずらすのであれば、後の工程をそれに合わせてずらしますというような話をしてもいいんじゃないですか。

局長：まあそれも可能かも分かりませんね。今だから答えられないと、その通りですという事に答えられないというのが今の現状ですんで、検討はしますけれども、日がないんで、その答えがでるかどうかっていうのはちょっと何とも申し上げられませんけれども。

主 査：今度4月にヒヤリングもするんですけど、選定委員のスケジュール的な問題とか会場の問題、今会場であればコロナの問題で使用できない可能性もちょっと出てきてるんです。それもそうなんですけど、選定委員のスケジュールがここなら空いてるよっていうところで今選定させていただいてる加減もあるんです。なので一概にずらしたらいいやん、せめて1週間ずらしたらいいやんっていうのも一つの答えかもしれないんですけど、ちょっと事務局としては苦しい場面もあるので。

：その辺は汗かいてもらうしかしゃーないね。

主 査：事務的な話なんですけど。

：もう一方の方法としては、通知を出して事業者ヒヤリングに入った時に止めるっていう事はできるのか、それは絶対にダメなのか。

主 査：実際にこれも心情的なところも関わってくると思うんですよ、そこからじゃあ我々取れるんならいいプレゼンをしようという為、そこから力を多分、又注ぐと思うんで。それで注ぎ出したら急に止められたわっていう話もどうなのかなって。

管理者：だからそれが次の計画変更した場合の入札の時の信頼性にも関わってくるという事ですよ。であるならば基礎審査検査結果通知自体延ばすしかない。

主 査：それと県からの公表される時期がいつなのか、それとその発表の時期うちからの回答の時期ですね、中止するとか延ばすいつくらいまでとかっていう話も兼ね合いが出てきますから。

管理者：ですからさっきから結審の前提になってくる大きな部分が、焼却施設を期限通り守っていただけるっていう事を確認を一定するところです。

主 査：だからマテリサの方はそういう遅らすっていう話はあるけど、エネルギーの方は進むよという話ですね。だからコロナは理由は絶対ないですよ、一連としては。

管理者：ですから基礎審査結果通知を出してしまったら、そこからヒヤリングに向けて相当努力をされる。それが1週間や2週間であれば相当努力したものが基本的に全部ひっくり返されて全部無駄になる可能性がある、それが信頼性を損ねて次我々が計画変更して入札かけた時にも、不落になってしまったら困るという事からすると、この基礎審査結果通知自体を遅らすしかない。じゃあそれはどれだけの期間という事になると、できるだけ早く今のコンサルを呼んでいただいてそれで焼却施設の方の要求水準書との絡みで、それがもう焼却施設についてはこのままの日程で行き切れるという判断をしないと、入札をこっちの方止めるという所は難しいという事です。

：今走ってるわけじゃないですか。もう既に走ってて、だからこそ分けれるかどうかの精査はして欲しい。

局 長：だから先程言うたように要するに焼却施設はもう分けて進んで行かざるを得るので、そういう方向で行きましょうっていう流れやったと思うんです。

：それで行けるんですね。

管理者：それが問題なく行けるっていう所が。

局 長：問題なくって言われるとね。

管理者：全く問題なくではない、不可能ではないという事です。

：今現在は分からないという答えが正しいと思うんで、それが確認を取る期間があるんじゃないかと。

主 査：けどエネルギーの方は回答するんですよ。

管理者：ですからそれはどのくらい時間がかかるんですか。

：エネルギーの方の。

主 査：6日の。

：基礎審査結果通知も遅らさないとかかと。

管理者：ですからそれはもう、今の時点で軽微な事だからそこはそんなに気にする必要はないという事だったら、そこは置いといたらいいんですけど、にこの話ご理解いただいたら止めるという判断です、マテリアルは。

主 査：で、エネとの兼ね合いでエネが大丈夫かっていう調査をするのであればエネも同じよう

に動かないと。

管理者：最悪そうなりますけども、それがどのぐらい重要なものなのかっていう所なんです。それは全く答えられないんですか、今事務局は。

局長：さっき言うたようにある程度関連性は軽いから焼却施設については今のままで進んで行きますよっていう流れやったと思うんです。

管理者：はい、だからそれはそれでいいですね。

局長：だから今言うてるのは6日の期日をどうするんだという事ですわ。

：両方共遅らすか、片方だけ走らせるかっていう事ですね。

管理者：議会はいつまでですか。つまり業者に何を回答するかっていう次元じゃなくて入札を止めるっていう事になると、各市町村議会で一定の説明が必要になってくるわけだと思いますし、それが他の予算審議の所にどんな影響を及ぼすかっていう部分も考慮しないといけないので、その観点からすると会期中がいいのか、或いは会期を終わってからの方がいいのか。

：いわゆる可燃ごみについては従来通りの方針でいく。マテリアルの方は2年なら2年、こういう事情があったから遅れますと。ただその間の対応については、勿論、にお世話かけますけれども、余裕というか少しくらい助けてもいいよという自治体も出てきているんで、そこで対応はできますというんであれば、基本的には何も今の予算審議には関係なかったら会期中の忙しい時に逆に言われる方がしんどいと思います。うちの場合はね。

管理者：後はこの川のラインは正確に3月何日に発表されるか分かりますか。

局長：3月中旬としか聞いてない。

管理者：それ以降でしょうね、そしたら入札自体プロセスも停止を発表するのは。発表されもしないものに基づいて停止ですか。

局長：我々はただ知ってますよね、これももう既に。こういう発表されるって分かってて12月13日に県から問い合わせがあって、それを承知しながらこれを進めてるわけやから、発表があるまで分からないっていう事にはならないと。

：ほんなら線がこっちにくるとか。

管理者：ですからその部分は表にまだ出てない話ですよ。我々の内部意思決定と議会とかとの関係ですから、ですから基礎審査結果通知を延したらいいんじゃないんですか。

局長：先程も言ったように、結果が出てプレゼンに対して業者が通った所がですよ、準備をするわけですよ。それをずらすという事は、こういう期間を設けてるってというのはそれだけ必要やっていう事で設けてるわけやから、要するにヒヤリングももっとずらしていくん

かっていう所までくるわけですね、だから。

管理者：ですから、基礎審査結果通知を事務組合として遅らす、それのみです。発表されたこの川の話が出て、それぞれの市町村議会が終わるタイミングを見計らってか、一旦一般質問とかその辺り終わって全協では説明できるぐらいのいいタイミングを狙って入札の停止を言うと、停止を対外的に出した時には議員に言わないといけないと思いますんで。

局長：中止を決定してから議員に言うんですか。それまでに。

管理者：勿論、議員に事前説明しないといけません。特にその組合議員には説明を回らないといけない、だからその為に必要な時間が必要。

局長：本来なら今日の結論が出たら明日からでも議員には説明に入りたいと思ってたんですけども、それも無理やっていう事ですね。

管理者：1つには今ここに[]がいらっしゃらない。

局長：それはだから[]には明日確認が出来るのか出来ないのかっていう、明日答えが出るのか出ないのかっていう所もありますけれども、ただそれ[]だけ日数とってもここでは答えが出てるんですよ。例えばダメやと言われたところでしたら又変更するのかっていう所の部分ありますけども。

管理者：確認ですが、焼却施設が日程通りいけるっていうのは、これは安堵の議会も勿論ですけども、引き返せない回答になるので、それは大丈夫ですか。

局長：それはもう腹くくっていくという、微妙な所はあるけども。

管理者：腹決めの問題ですね。

局長：だからやるしかないのかなと思うけど、その辺はもうちょっと確認はしますけど今の所はそういう。

管理者：腹決めの問題だったら、腹は決まってる。全員確認させていただきました。

局長：焼却施設だけはそのまま執行していくという流れで問題があるって言うんやったらやで、今言うのかな。

補佐：流れも理解できます。でも何遍も言うように何が起こるか本当に分からない状況なので、確約ができないんです。

管理者：誰に聞けばいいんですか、せめて。

補佐：それは当然調べていくんですけど、今現状でいいですかって言われると、答えを求められたら確約できないですと答えしかできないです。

管理者：はい。

局長：だから腹をくくってやります、例えば色んな業者から問い合わせがあつておかしいやないかって言われても、そのままやっていく腹を持つかどうかという所やと思いますわね。

管理者：業者から聞かれる所に関しては当然きちんと答えていくと、その腹は固まっています。物理的にか法的にか予算上かどれかです。支障があるとしたら、それ以外は腹決めの問題です。

局長：だから逆に業者から言われるとすれば、要求水準書の内容と変わってるやないかと言われた時に、それが訴訟になっていつ勝つか負けるかっていうのは分かりません。

管理者：根本的な部分がですよ。

局長：軽い部分やからそんだけ重要視されるかどうかは別として。

：逆に業者が、こういう事が今分かったと。それでもやらんかいつという業者はあるんでしょうかね。業者の社会的な責任として。

管理者：その焼却施設をですか。

：いやいや、今はここでこういう問題が今分かってきたと。その為到我々としては対策を講じたいという判断で、セパレートでいきたいという話を今しているわけですよんか。その業者はそんな関係ないやないかと、お前のとこ出した資料に基づいてやるんやから分かっててここでやらんかいつという、そんな業者そういう中にいるんでしょうかね。

局長：マテリアルの業者は言わないですけども、今言うてるのは焼却の方でちょっと内容が変わるのに執行をやってしまうとなれば、入れる業者が今入ってないとするならば、そんな条件やったら入ったのについていう難癖っていうか言うてくる事はゼロではないんで。

管理者：難癖はそれは腹決めの問題としていいです。

局長：その辺も含めて何を言うてくるか分からへん、想定できない所があるんで、ちゃんとこれ問題なしで進めますっていう事は答えられない。

管理者：それは今の話はいいです。私の聞ける質問は法的に違法行為になるのか、予算に多大な影響があるのか、後は物理的に不可能というような話になるのか、それ以外はもう腹決めで、さっき仰っていただきましたけれども、政治的結審の問題です。

局長：だから焼却施設については今言うたように軽微な部分が要求水準書と違うという今の所、分かるのはその問題だけなんで。

管理者：はい、分かりました。ですから後は議会と、考えないといけないのは、ぐらいですかね、日程からすると、入札公告の停止をいつにするかっていう部分。3月のいつ頃がよろしいですか。

■■■■：そりゃ議会終わってから言われたらうちは18日なんで、20日過ぎになるやろうとは思
うけど。うちは会期中でも話しますよ。

管理者：如何ですか。

■■■■：うちも議会が早く終わりますので。

管理者：いつですか。

■■■■：11日に終わります。町会議員選挙の年ですんで、議会が終わると選挙モードです。

管理者：逆に11日までに言った方がいい、止めるのであれば。

■■■■：うちは13ですわ、終わるの。

■■■■：■■■■は23日が議会の最終日です。1週間丸々空くんで委員会終わったら1週間空けるん
で。

管理者：ですから一番早いのは■■■■の11日という事ですか。

■■■■：ただね、地方議員は地方議員同士のネットワークがあるから、どっかで出たらポポポポ
と。

管理者：それは全員、勿論言わないといけません。

■■■■：情報は流れるという事は覚悟しとかないかん。

管理者：同時に説明するつもりやないと。

■■■■：後、懸念というか3月6日この基礎審査結果通知を遅らすという事で、遅らす公表、業
者にだけしかいかないんですけど、もし万が一それが回りだしたら難儀かなど。そこは大
丈夫ですかね、こんな話になってるぞって業者の方からでも。そうなった時に議員がそれ
先知ってしまうと。

管理者：後やっとならないといけないのは、これについて少なくとも組合議員には全部説明しとく
部分は必要なんで11日との関係でいったら来週中にはですね。

■■■■：ほんまに難儀な事が起こるなあ。

■■■■：もう1年遅く発表してたら。

■■■■：コロナウイルスどころちゃうで。

管理者：説明できる要素がまだどんだけ遅れるかっていう事が明確に言えませんからね、議会に

対して。

■■■■：うちは特別委員会が終わったら若干時間に余裕が出ますので、難しい話は抜きにしてこういう事こういう事のデザインが出てきたと。だからこれ同時に入札という事は難しいんで、分けて入札する方向で今ちょっと。

管理者：だから今どんだけ遅れるみたいな事まで言わないという事ですよ。

■■■■：それで今、積替予算の部分をしてますんで、これはちゃんと予定通り行きますから粛々と進めますよという程度の話は僕らでもします。

管理者：だから公開される事を、防災マップが公開される事を受けて、きちんとした安全対策をする為に一旦入札については止めておりますけれども、然るべき対処するように今作業していってますと、そういうサラッとした説明で留めるしかないですね、今の段階では。ただし焼却施設の方は予定通り粛々と進めていきますと。具体的影響等はもう少し精査した段階で改めて説明するしかないですね。

■■■■：うちの議会も直轄の、あれについては千年に一度のラインが出てるけれど、いわゆる県監理の河川についてはもう間もなく出ると。それに合わせて来年度合わせたようなハザードマップの修正をかけるという話は予算の中でしてますんで、こういう話はいずれ出て、ここのわけないですよ。

管理者：みんな流れはわかっていたらいいんで。

■■■■：そうそうそうそう。そこまでは予算の関係で話してますんで、実はおそらくちょっと影響が出てくるんで、今やり方をちょっと精査してると。まず優先は焼却施設やという事で話は進めているという程度の話は僕らからします、それは。今言うてる所を細かい話はせい言われたら、又細かい話。

■■■■：聞きはらへんわ。聞かへん、聞かへん。

■■■■：大まかな流れだけやな。

管理者：入札の停止という言い方になるんですか、中止という言い方になるんですか。

局長：入札執行中止ですね。

主 査：完全になくそうというやつですね。中止です。

管理者：そうしましたらですね、入札の執行中止についてという・・・共通させといた方がいいと思いますんで、ちょっと想定問答作らせていただいて、それを今週中には共有をし、■■■■にはお時間取ってもらいますかね。

■■■■：電話入れましょか。管理者が直接話していただいてもいい、携帯電話で。

管理者：行くしかないと思うんですけども。

：取り敢えず電話しますわ。

管理者：明日の午後何時でもいいんで、お伺いさせていただくという事で。

：（に電話）です。まだ会議中ですねんけど、リサイクルの施設の方、川の浸食によって位置を変えとか変えないとかいう話があった件でね、これやっぱりこのまま元のレイアウトで強行するわけにはいかないと。全員今日来ていただいて、以外みんながそれはやむを得んなどという話になったその事、管理者が明日。

管理者：何時でも結構です。午後できるのだけ早くにさせていただいたらありがたいです。

：に会いに行く言うてくれてはるねん。で、もう一つは焼却の方は予定通り進めるという方針ですねんけど、入札を一旦事務的作業を止めるという事にして焼却とマテリアルと関わりある部分もあるかも分からんねんけど、もう切り離そうという事で予定通り焼却の方は進めて行こうという確認ですね。もう一度リサイクルの方は要求水準書見直し、もういっぺん一からやり直し、あの場所でちゃんと収まるかどうか見直しをするのに2年程遅れるという事ですね。とこも積替施設造るって言うてはったんで影響受けると思いますよ。

管理者：リサイクルは。

：リサイクルだけ。焼却の方は予定通り今の所進む。リサイクルの方はととうちとでんな、だけでんねんけど、その間は他所で処理するしかない。今の10市町村の中で一部でも助けてあげようという声も出している所もありまんねんけど、民間へ持っていかなって言う事にもなると思います。

管理者：極力、中で協力をする体制をちょっと。

：明日議会らしいです。ちょっと管理者と替わりますわ。

管理者：もしもでございますけども、いえいえ何を仰いますやら。ちょっと重要な案件だったものですから、入札を一旦リサイクルだけにしても止めるという事になると、議会への説明ぶりとかもあるので、直にご説明と思っただんですけども。今、から聞いていただいた部分で大体ラインとしてはご理解いただいた感じでしょうか、はい。だからそうすると基本的な計画も変わるんで、一旦入札を止めざるを得ないという事なんですけども。よろしいですかその方向で。ちょっと後は事務的に何日にそれを表に出すかっていう事を整理させていただいて、それで又ご連絡、何れにしても決裁これ取らないといけないと思いますんで、すみませんが、午後は動けたもんですからお伺いしようかと思っただのですが、はい、そしたら想定問答と具体的に何日に止めるっていう事が分かりましたらちょっと書面で回させていただきますんで、はい。まあそれくらい覚悟はせんといかんかなという事です。極力詰めるように努力はするんですけども、まだそこ精査までは出来てないんで、ただ要は焼却施設の方は動いていくとなると積替施設は必要になってくるんで、結局持つて行き先がどこになるかという問題だと思うんですけども、はい、ではすみませ

ん、宜しくお願い致します。はい、ありがとうございます。(電話終了)

管理者：あの、ご理解をしていただきました。ですからいつ止めるかっていう部分と想定問答の部分を紙で回していただければという事だったんで。そうするとしかし今週中に全部となるとちょっと日程がタイト過ぎますね、議会説明だったり整理したりって事を考えたら、木、金だけではちょっと。

：組合議員だけに説明するだけなら我々が説明して。

管理者：それで金曜日でよろしいですか。

局長：それぞれの市町村の議会で説明される前に、選出議員には我々から伝えとかんでいいんですか。

管理者：いや、ですから今仰っていただいているのは、各運営協議会の長自ら自分の選出されてる議員については責任を持っていただけるという事なんで、そしたら早急にそれを整理して6日でよろしいですか。6日に止めるという事でよろしいですか。

：バチっとした話でこの位置関係をこれあったら。

管理者：分かりました。では6日の方向に向けて進みましょう。

主 査：遅らすっていうのは今なくなって、止めるっていう事を発表するんですね。相手に伝えるという。

管理者：だから明日中にそれを文面と想定問答と説明していただく部分を1枚紙くらいで纏めないといけない。ですから明日中にはその紙をお渡しするので、金曜日にそれぞれ選出されてる議員にはご説明をいただいて、その上で議会全体としては来週以降それぞれの市町村議会の適切な部分でやっていただくという事で。もうサラっとした説明でっていう事で皆様方からいただきましたので。ですからそれは後で判子をいただきに行きますけども、同時に書面決裁でやらせていただかないと6日間に合わないかなと思いますので、伺書の本文を明日お送りさせていただきます。

局長：もう一度だけすみません。6日の業者に対しては中止するっていう事は要するにうちのホームページに公表せなあかん。それをいつにしたらええのかと。6日同時でいいですか、公表は。

管理者：ずらす意味があるんだったらあれですけど。もう6日っていう結審です。

局長：当然業者に中止やっていう。

管理者：同じ事ですから。

主 査：6日に公告、ホームページに公開、事業者に連絡という形でよろしいですか。

管理者：はい。

主 査：その時は河川を理由に中止の理由を書いてよろしいのでしょうか。

管理者：今からすぐに私も考えます。明日中にですから説明ぶりを極めて簡潔に作るの、それを皆様にお配りをしていくという事です。ですから公告文は極めて短くするんで、ちよつと今皆様この会を解散してから残って下さい、時間がないんで。ですから基本的に対外的に出していくものは、今般県の浸水想定、要はこの浸水想定が変わり敷地の一部において影響を受ける事が判明したので、計画変更等伴うので一旦入札公告を停止するというような一文ぐらいかというふうに思っております。そんなぐらいでよろしいですか。できるだけ短くします。それで想定問答としては、このマテリアル計画自体がなくなるんですかっていう想定問答になりますんで、そうではないと。一部がかかるけれども、安全対策を講じた上での事業の継続に向け、現在事務組合において作業をやっている所だという事と、もう一つの問いとしては、焼却施設の計画に影響があるのか、それは計画通り粛々と進めていく方向であるという二つだというふうに思っておりますが、概ねそれでよろしいですか。ですからもう1枚紙で収まると思っていますんで。

：移転は入れるんですか。場所の変更も可能か。

管理者：だからそのレイアウトを変更する形になるのかどうかとかそういうのも分かんないんで、今の時点では。ですから安全対策、この敷地の一部に影響が出る可能性があるという事が判明したので必要な安全対策を講じる為に、一旦入札公告を停止するなんで、その必要な安全対策の中に全部含まれる。県との協議、物理的な擁壁をちゃんとやって下さいという話もそうだし、これを外した形でレイアウト変えようっていう所も全部その一言の中に含むっていう事なんで、それで十分かと思えます。そしたらすみません、大変長時間に亘りましたが、事務局他ありますか。

局 長：コロナ対策含めてこのまま執行につけて進めていくという事ですね、はい。

管理者：うん。

局 長：コロナ対策、色んな事があるけども、可能な限り今のまま要するに焼却施設については執行していくと。

管理者：それは別に関係ない。すみません、ありがとうございました。

以 上